

徳島県告示第六百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社訪問介護つくし	二 美馬市脇町字段一六三番地	有限会社訪問介護つくし	二 美馬市脇町字段一六三番地	居宅介護 重度訪問介護	令和二年八月三十一日	令和二年九月三十日